

市県民税の住宅借入金等特別税額控除について

平成21年度税制改正により、住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）について変更がありました。

○平成21年から平成25年までの間に入居した方

所得税の住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）の適用を受けた方で、所得税で引ききれなかった住宅ローン控除がある場合は、引ききれなかった額の一部が市県民税から控除されます。

この制度を受けるにあたっての市への手続きは不要です。

ただし、住宅ローン控除を受ける最初の年は所得税の確定申告が必要となりますので、平成21年中に新たに居住を開始した場合は所得税の確定申告をしてください。

○平成11年から平成18年の間に入居した方

税源移譲による経過措置としての市県民税の住宅ローン控除を受ける場合は、昨年度までは市に申告書を提出することにより、所得税から引ききれなかった住宅ローン控除の一部を翌年度の市県民税から控除していましたが、新たな住宅ローン控除の創設に伴い、平成22年度分の市県民税から市への申告書の提出は不要となりました。

○控除額の算出方法

次の①から②を引いた額が、翌年度の市県民税から控除されます。

①所得税における住宅ローン控除可能額

②住宅ローン控除適用前の前年の所得税額

ただし、前年分の所得税の課税総所得金額等の5%（97,500円を限度）が上限となります。

○平成19年から平成20年までに入居した方

所得税で住宅ローン控除の期間を15年に延長する特例の選択が設けられているため、市県民税における住宅ローン控除の適用はありません。